熊本県沿岸漁業改善資金運営協議会運営要項

(趣旨)

第1条 熊本県沿岸漁業改善資金の貸付けに関し、合理的かつ効果的な運営を図るため、有明地区、不知火地区及び天草地区に沿岸漁業改善資金運営協議会(以下「運営協議会」という。)を置く。

(組織等)

第2条 運営協議会は、次表に掲げる構成員をもって組織し、委員のうち県職員以外の 委員については知事が依頼する。

地区名地区の範囲		会 長	委 員		合計
					人数
	熊本市荒尾市		県北広域本部水産業 普及指導員	1	
有	玉 名 市 山 鹿 市 菊 池 市	県北広域本部	農林中央金庫の職員	1	6
明	宇士市市新	水産課長	漁業協同組合連合会の職員	1	人
地	玉 名 郡 鹿 本 郡		市町村の職員	1	以
区	菊 池 郡 阿 蘇 郡 上 益 城 郡		その他知事が必要と認		内
			める者		
不	八 代 市 大 吉 市		県南広域本部水産業普 及指導員	1	6
知 火	水俣市宇城市	県南広域本部	農林中央金庫の職員漁業協同組合連合会の	1 1	人
地 区	下益城郡 八 代 郡 葦 北 郡	水産課長	職員 市町村の職員 その他知事が必要と認	1	以
	球 磨 郡		める者		内
	天 草 市 上天草市	天草広域本部	天草広域本部水産業普 及指導員	1	6
天 草	天 草 郡	水産課長	農林中央金庫の職員 漁業協同組合連合会の 職員	1 1	人
地区			市町村の職員	1	以
·			その他知事が必要と認める者		内

(所掌事務)

第3条 運営協議会は、沿岸漁業改善資金の貸付資格及び貸付けに関する事項について協議する。

(任期)

第4条 委員のうち県職員以外の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補 欠の委員(県職員以外の委員)の任期は前任者の残任期間とする。

(会長の職務)

- 第5条 会長は会務を総理し、運営協議会の議長となる。
- 2 会長が不在のとき、または会長に事故があるときは、会長があらかじめ指定した職員がその職務を代行する。

(会議)

- 第6条 運営協議会は、会長が招集する。
- 2 運営協議会は、出席構成員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 運営協議会の庶務は、有明地区においては県北広域本部水産課、不知火地区に おいては県南広域本部水産課、天草地区においては天草広域本部水産課でそれぞれ処 理する。

(委任)

第8条 この要項に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附則

- この要項は、昭和54年12月11日から施行する。
 - 附則
- この要項は、昭和55年9月24日から施行する。
 - 附則
- この要項は、昭和62年4月28日から施行する。 附 則
- この要項は、昭和62年6月30日から施行する。 KH EU
- この要項は、平成2年5月2日から施行する。

附 則

- この要項は、平成3年4月19日から施行する。
- この要項は、平成3年9月26日から施行する。
- この要項は、平成8年5月17日から施行する。
- この要項は、平成12年5月22日から施行する。
- 附 則 この要項は、平成13年3月29日から施行する。
- この要項は、平成17年4月18日から施行する。

附則

附則

- この要項は、平成25年5月20日から施行し、平成25年4月1日から適用する。 附 則
- この要項は、令和4年12月12日から施行する。